

○ 平成十九年厚生労働省告示第百八号の一部を改正する件（案）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第四条 法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）に基づく機能評価係数Ⅱにおいて公表が求められている事項</p> <p>十三〇十七（略）</p> <p>十八 JointCommissionInternational（平成六年にJointCommission Internationalとごう名称で設立された医療の評価機関をいう。）が行う認定を取得している旨（個別の審査項目に係るものを含む）。</p> <p>十九（略）</p>	<p>第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>一二〇十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>一七（略）</p>